

令和 7 年 八潮市農業委員会 7 月総会 議事録

1 開催日 令和 7 年 7 月 2 5 日 (金)

2 開催時間 午後 2 時 0 0 分から

3 会 場 市役所会議室 3 - 4

4 出席委員 1 5 名

会長 1 番 小早川喜一

会長職務代理者 2 番 鈴木 新一

委員 3 番 大塚 一宏

1 0 番 松田 淳一

4 番 齋藤 富子

1 1 番 篠木 秀彦

5 番 福岡 達則

1 2 番 石井 清巳

6 番 飯山 敏行

1 3 番 関根 幸子

7 番 新井 孝美

1 4 番 荻野 透

8 番 鈴木 隆

1 5 番 臼倉 明久

9 番 田中 幸夫

5 欠席委員 なし

6 議事日程

第 1 会長挨拶

第 2 議事録署名人の選任

第 3 書記任命

第 4 議 事

議案第 1 1 号 農地法第 5 条の規定による許可申請認定の件

議案第 1 2 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 9 条第 2 項の規定に基づき農用地利用集積等促進計画 (案) に対する意見について (照会)

7 転用等届出受理報告

報告第 1 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による転用届出の件

報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による転用届出の件

報告第 3 号 農地転用許可後の工事完了届について

8 その他

9 農業委員会事務局職員

局長 瀧沢 昭仁

係長 平野 麗子

主任 矢川 貴法

開会 午後 1時55分

◎開会の宣告

○事務局長 皆さんこんにちは。定刻前ではございますが、皆さんおそろいになりましたので、ただいまより八潮市農業委員会7月総会を開催いたします。

定足数につきましては、農業委員会等に関する法律第27条第3項に、「総会は、現に在任する委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。」とございます。在任委員は15名ですので、8名以上の委員の出席が必要となります。

本日は欠席の方がおりません。全員出席してございますので定足数に達しており、本日の農業委員会は成立していることをご報告いたします。

それでは、開会に先立ちまして、小早川会長にご挨拶をお願いいたします。

◎会長挨拶

○会長 改めまして、皆さん、こんにちは。

連日の暑さが続いておりますけれども、お暑い中時間をおつくりいただきまして、7月総会にご出席いただきましてありがとうございます。

今日、市役所の2階のサークル広場でハチヨン・マルシェができて、今月は11日と今日ハチヨン・マルシェが営まれました。

それから、7月12日土曜日にふれあい直売所のほうで枝豆まつりが行われまして、多くのお客様に来ていただきましたが、1時間で閑散としています。直売所のイベントでいつも思うんですがございますけれども、2時間もつてくれないかなと思うんですね。2時間もつて、11時頃までお客さんで広場がにぎわうような状況になってほしいな。大体1時間ですね。あとは閑散として、JA職員と役員しかいないような、そういう状況になっていました。今回は、職員による焼きそばとかそういうコーナーは終了しまして、八潮にありますキッチンカー、これを5台入れまして、周りに配置してやったんですけれども、お客さんがさほど来なかったんで、そんなに売上げがなかったと思います。

それから、これはじゃがいも、これは12日にやったんですか。これから。

○事務局 じゃがいもの収穫体験はもう終わっております。

○会長 ○○○○の農園でじゃがいも農業体験がございまして、また7月、明日ですか。園芸協会の旬採りが行われます。これはどこでやるの。

○5番（福岡達則委員） 駅前公園隣の畑です。

○会長 時間のある方はちょっとのぞいてみてはいかがでしょうかと思います。

連日アメリカとの関税の交渉の中で出てきますけれども、25%、10%増。農業にどういう影響を与える、ミニマムアクセスで、白米でアメリカからもう35万トン毎年入っていますね。これを75%にアップしてアメリカ産のものを多く、というふうになったみたいに伺いました。75%アップすると、アメリカから60万トンの米が入ってきます。それがどう影響してくるのか。

それから、もう千葉のほうで早いところでは超早場米が刈り入れを行っております。大塚委員に聞きたいんですけども、五百川という品種は、あれはコシヒカリの何か？……

○3番（大塚一宏委員） 何、何。

○会長 五百川という品種があるそうですが。飯山さん、知らない。

○6番（飯山敏行委員） 聞いたことはある。

○会長 違う品種の稲です。福島にね、五百川って、ありますが、それとは関係ないのかな。

郡山から磐梯熱海に行く途中に五百川ってある。そこで採れた品種かなと思って。ご存じの方いらっしゃいましたら教えていただきたい。

○6番（飯山敏行委員） 僕は知らない。

○会長 そんなことでございまして、明日はいよいよ花火でございまして、天候も大丈夫かなと思ってございます。

本日も幾つか案件がございますので、慎重なるご審議をいただきまして、皆様のご協力をいただきたいと思います。

以上をもちまして、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○事務局長 ありがとうございます。

本日の傍聴者につきましては、出席の方がおりません。ご報告申し上げます。

それでは、ここで資料の確認をさせていただきます。

資料の不足、乱丁等がある場合には、恐れ入りますが、手を挙げてお知らせ願います。

①八潮市農業委員会 7月総会次第

A 4 横

②農用地利用集積等促進計画（案）にかかる意見照会について

（依頼）

（資料 - 1）

③八潮市まちづくり・景観推進会議の委員の推薦について

（依頼）

（資料 - 2）

④（参考）審議会等委員一覧

（資料 - 3）

⑤農業経営のみなさんへ

（資料 - 4）

（令和7年度農業経営及び農地利用状況に関する調査票1式）

⑥令和7年度農地利用最適化活動活性化研修会の開催について

(資料 - 5)

⑦新・農業人フェアについて

(資料 - 6)

⑧農業委員会活動記録簿(7～8月分)

(資料番号なし)

⑨八潮市都市農業振興基本計画見直しに伴うアンケート調査(資料番号なし)

資料は以上のとおりになります。不足等はありませんでしょうか。

それでは、ないようなので、資料の確認を終わらせていただきます。

それでは、次第に基づき議事に入りたいと思います。

議事の進行につきましては、八潮市農業委員会総会会議規則第4条の規定に、「会長は、総会の議長となり議事を整理する。」とうたわれておりますので、小早川会長に議事の進行をよろしくお願いいたします。

次第3の議事録署名人の選任から次第7のその他まで、よろしくお願いいたします。

◎議事録署名人の選任

○議長 それでは、着座にて失礼いたします。

次第に基づきまして進めたいと思います。

次第3の議事録署名人の選任についてでございますが、こちらからご指名してよろしいでしょうか。

——— 委員より「はい」の声あり ———

○議長 ありがとうございます。

5番、福岡達則委員、12番、石井清巳委員にお願いをいたします。

◎書記任命

○議長 次に、次第4の書記任命についてでございますが、瀧沢事務局長にお願いをいたします。

○事務局長 はい。

◎議案第 11 号の上程及び提案理由の説明、質疑、採決

○議長 それでは、次第 5、議事に入ります。

議案第11号 農地法第 5 条の規定による許可申請認定の件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 議案第11号 農地法第 5 条の規定による許可申請認定の件。

番号 1、申請人住所・氏名、譲受人、〇〇〇〇〇番〇〇－〇〇号、株式会社〇〇〇〇、代表取締役、〇〇〇〇。譲渡人、〇〇〇〇〇番地〇、〇〇〇〇。土地の所在、〇〇〇字〇〇〇〇〇〇番外〇筆、登記地目はお示しのとおりで、現況は全て〇〇です。地積の合計は〇〇〇平米です。

次に、お隣 2 ページでございます。

許可申請の内容は、所有権移転（売買）でございます。

申請地の概要といたしましては、市街地化の傾向が著しい区域に近接する区域内の農地について、その規模がおおむね10ヘクタール未満の第 2 種農地でございます。

申請目的は、資材置場でございます。

次に、めくっていただいて、3 ページ目ご覧ください。

場所の説明をさせていただきます。市役所の東側から〇〇方面に〇〇〇メートルほど進み、〇〇を〇折します。〇〇を過ぎたところで〇折しまして、〇〇の通りに向かいます。〇〇通りを〇折したらすぐに〇〇に向かって〇〇メートルほど進みましたところを〇側で地図で着色したこの部分が今回の申請地でございます。

右側 4 ページをご覧ください。

こちら土地利用計画図でございます。左側が〇〇〇で、〇側です。上側が〇〇です。工事の内容としては、整地程度、土木工事のみとのことです。

現地の状況につきましては、めくっていただきまして 5 ページ目でございます。写真の撮影方法といたしまして、1 番と 2 番は北側から南側に向けて対象地を撮影し、3 番目と 4 番目は逆側、南側からの撮影です。

事務局からは以上でございます。

○議長 ありがとうございます。

それでは、同議案につきまして、地区担当 6 番、飯山敏行委員より、現地調査の結果並びに補足説明がございましたらお願いいたします。

○6 番（飯山敏行委員） 6 番、飯山です。

先日申請地を見てまいりました。この申請者の方は、長年家庭菜園としてお貸ししていた土地だそうです。それで、二、三か月前に農地を売買するということで返してもらったそうですが、17日にちょっと見に行かせてもらったんですけれども、一部腰丈まで草等がありま

して、これではちょっとという形で皆さんからご指摘を受けまして、改善するという形で、本当に申請上がるぎりぎりのところまで耕うんまでやるという形でお約束しました。そして、現状を見てきましたけれども、今現在は草等も刈られて、あと耕うんまでなされていて、農地を管理しているというような状況で今はございます。

以上です。

○議長 ありがとうございます。

ただいま事務局と6番、飯山敏行委員より農地法第5条の規定による許可申請許可の件につきまして説明がございましたが、何かご質問等、ご意見等ございましたら、挙手にて自分の議席番号、氏名を述べてから発言をお願いをいたします。

9番、田中委員。

○9番（田中幸夫委員） 9番、田中です。

ちょっと質問があるんですけれども、土手って大型は通っちゃいけないと思うんですけれども、大型なんですか。ダンプとか書いてあるけれども。

○事務局 許可申請書の中で、今回駐車する予定の自動車9台の自動車車検証がついています。車検証に記載されている車両詳細情報としましては、自動車の種別は全て普通の貨物で、車体の形状がキャブオーバーもしくはダンプというふうな記載がありまして、車の大きさが、長さはおよそ5メートル弱、通常の車両が2.5掛ける5が普通自動車の駐車場のサイズですね。それより少し大きなサイズのように見受けられます。

以上でよろしいですか。

○9番（田中幸夫委員） 分かりました。

○議長 よろしいですか。

6番、飯山委員。

○6番（飯山敏行委員） 6番、飯山です。

付記をして申し上げたいんですけれども、この申請地はちょっと奥のほうにあっていて、農道を通してその申請地までたどり着くような形なんです。それで、ページの3番の1あたりですか、ちょうど1あたりのところに用水というか、たしか2本あるんです。手前のほうはいいと思うんですけれども、奥の用水、この1番のあたりに用水があるんですけれども、そこは非常に車幅も少なく、非常に何ていうんですか、大きい車が出入りすると確実に崩すんじゃないのかなと思っているんですよね。

○議長 あそこ砂利道で。

○6番（飯山敏行委員） そうです。

○議長 それほど道幅があるわけじゃない。

○6番（飯山敏行委員） 野良道です。基本的には野良道なので、この周りの隣地の方も農業

をやられている方がいるので、直売所に来られている方もその近隣に土地を持っているので、その人たちの迷惑にならないように付記みたいな形で、道路とあれだったらちゃんと整地するようにというふうな、そういう指導もつけてもらえたらうれしいなとは思っていますけれども。

○議長 あそこ何で舗装しないの。

○6番（飯山敏行委員） さあ、それは分かりません。基本的に野良道なので、周り、近隣も本当に農業をやられている方が。

○議長 あそこまだずっと砂利道……。

○6番（飯山敏行委員） 広いところもあったり、ちょっと狭いところもあったりする。

○事務局 実は、こちらの申請をいただいて現場調査をお願いするに当たり、飯山委員さんと現場の話をお話する中で、現場の状況のお話いただきました。私たちも現場に行きまして、道路の下に暗渠、水路が通っているとか、おっしゃられるような舗装の状況が整備されていないというのは目の当たりにはしてきたものの、あくまでちょっと農業委員会としての立場としては農地保全の観点でしか話はできませんが、念のため、こちらの市道ですので、道路を管理する課、担当している部署がありますので、そちらの部署とも協調して話をしていければと思います。一筆書くとかいうことはちょっとできないんですけれども……。

○議長 できないんだ。

○事務局 はい。そのような形で提案をさせていただければと思います。

以上です。

○議長 ほかにございますか。

なければこれで採決をしたいんですけれども、よろしいですか。ございませんか。よろしいですか。

—— 委員より意見なし ——

○議長 では、ないようですので、ここで挙手にて採決をしたいと思います。

議案第11号につきまして、原案のとおり賛成の方の挙手をお願いをいたします。

—— 挙手全員 ——

○議長 挙手全員でございますので、本案は原案のとおり可決いたします。

◎議案第12号の上程及び提案理由の説明、質疑、採決

○議長 続きまして、議案第12号に入ります。

議案第12号 農地利用集積等促進計画（案）に対する意見照会の件につきまして、農業委

員会等に関する法律第31条（議事参与の制限）「自己又は同居の親族もしくはその配偶者に関する事項についてはその議事に参与することができない」に該当するため、〇〇番、〇〇〇〇委員には審査終了までご退席をお願いをいたします。

——— 〇〇番 〇〇〇〇委員 退席 ———

○議長 それでは、議案第12号 農地利用集積等促進計画（案）に対する意見照会の件について、事務局より説明をお願いをいたします。

○事務局 議案第12号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見の件でございます。

番号1、借人住所・氏名、〇〇〇〇〇—〇〇—〇〇、〇〇〇〇、貸人住所・氏名、〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇、土地の所在、〇〇〇字〇〇〇〇〇—〇〇、畑で利用しています。土地の面積は〇〇〇平米、権利の内容は6年間の賃借権の設定でございます。

申請事由は、中間管理権の設定です。

申請人、〇〇さんは、農地の全てを効率的に利用し、耕作など事業を行う見込みで、必要な農作業に常時従事し、周辺の農地利用に悪影響を及ぼさず、地域のほかの農業者との適切な役割分担の下、継続的かつ安定的に農業経営を行う見込みであります。現在、農業専従者が1名、パートタイムでもう一人いらっしゃいます。年間従事日数は150日でございます。現に耕作に供している農用地の面積は、こちらの〇〇〇平米で、主な作物としましてタマネギ、ジャガイモ、トウモロコシ、サツマイモの栽培とのことです。主な出荷先は、申請書上は明らかではありませんが、聞き取り調査の段階では、少量多品目での個別販売、通信販売を行っていたこと、将来的には市場や八潮市のふれあい農産物直売所も含めて出荷したいと考えているとのことです。所有農機具としまして、耕耘機が2台、トラック1台などを所有していらっしゃいます。

次に、場所の説明をいたします。

1枚めくっていただきまして、7ページ目をご覧ください。

八潮市役所〇側の出口を出まして〇方向に向かいます。〇〇に向かって〇〇〇メートルほど進み、〇〇通りを〇折、〇〇通りに当たりましたら、こちらを〇折し、〇〇の信号を〇進し、〇〇で〇折します。〇〇沿いにずっと走っていきますと〇〇に到達しますが、そこで〇〇の〇〇と〇〇に行く道と分かれるところで、〇〇をそのまま真っすぐ進みまして、〇〇〇メートルほど直進した部分を〇折した向かい側のご覧のように着色した場所でございます。

現地の様子につきましては、8ページ目、北側から南側を撮影したものが1番で、逆側、南側から北側を撮影したのが2番でございます。

事務局からは以上です。

○議長 ありがとうございます。

それでは、同議案につきまして、地区担当の８番、鈴木隆委員より現地調査の結果並びに補足説明がございましたらお願いをいたします。

○８番（鈴木 隆委員） ８番、鈴木です。

先日事務局より連絡がありまして、昨日現地調査に行つてまいりました。この８ページの写真を見ていただくと分かるんですが、この写真では草がちょっと生い茂っておりますが。昨日見ましたところ、トウモロコシ、オクラなど夏野菜が少し生えておりましたけれども、きれいに整地はされておりました。耕うんしておりましたので、問題はないかと思います。以上でございます。

○議長 ありがとうございます。

ただいま事務局と８番、鈴木隆委員より、農地利用集積等促進計画（案）に対する意見照会の件につきましてご説明がございましたが、何か質問等ございましたら挙手にて、自分の議席番号、氏名を述べてから発言をお願いをいたします。

２番、鈴木委員。

○２番（鈴木新一委員） ２番、鈴木です。

この〇〇さんという方は何歳ぐらいの方で、職業はどういう職業ですか。

○議長 事務局。

○事務局 こちらの農用地利用集積等促進計画を、八潮市の場合は利用権決定をするのに当たって埼玉県農林公社に提出するんですが、そちらの農林公社に提出する書類に添付されていた〇〇さんの免許証によると年齢は〇〇歳です。〇〇歳にまだなっていない方で、現在の職業について記載する場所はないんですが、聞き取り調査の段階でお話を伺った中では、〇〇〇を経営されているというふうなお話をされていたと記憶しています。

以上です。

○議長 ありがとうございます。

ほかにございますか。

６番、飯山委員。

○６番（飯山敏行委員） ６番、飯山です。すみません。

この〇〇さんという方は、これ農機具等を持っていると思いますけれども、どこにこれ保管しているのかなって思っているんですけども。自宅から持ってくるんですか。それとも……。

○議長 事務局。

○事務局 確認しておりませんが、この現地には農業用の機械は１つありません。もしかするとこの方トラックに載せて持ってきているのかなと思っております。昨年度３月ぐらいに、皆様に総会外の時間帯で、農地を探している方があり、どなたか２反ぐらいありませんかと

いうことをお話しした、その方でして、ご自身でこの辺りで声をかけて回ったそうで、今回〇〇さんが、じゃそんなに言うんだっただらということでお話をされたというふうに聞いております。

すみません。以上です。

○6番（飯山敏行委員）　じゃ、1回1回持ってきたんですね。

○議長　だから、畑に置いてあるわけじゃないからトラックで積んで作業するときはやっているんでしょね。

○議長　ほかにございますか。よろしいですか。

——— 委員より意見なし ———

○議長　ないようでしたら、挙手にて採決をしたいと思います。

議案第12号について、原案のとおり賛成の方の挙手をお願いいたします。

—— 挙手全員 ——

○議長　挙手全員でございます。本案は原案のとおり可決いたします。

それでは、〇〇委員の入室をお願いいたします。

——— 〇〇番 〇〇〇〇委員 入室 ———

◎転用等届出受理報告について

○議長　次に、次第6、転用等届出受理報告につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局　それでは、次第の8ページをご覧ください。

まず、報告第1号 農地法第4条第1項7号の規定による転用の届出の件につきまして、記載のとおり、保育所1件、住宅敷地1件、共同住宅敷地1件、倉庫・事務所1件、計4件の届出を受理いたしました。

1番の保育所につきましては、民間経営であり、八潮駅の南側の大規模マンションに隣接して計画され、令和8年4月に開業予定と聞いております。

次に、次第の9ページから12ページをご覧ください。

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出につきましては、記載のとおり、住宅敷地7件、共同住宅敷地1件、倉庫・事務所敷地1件、資材置場1件、駐車場敷地2件、交換1件、計14件の届出を受理いたしました。

9ページ、4番につきましては、譲受人と譲渡人の間に先代がブロックを建てて境界としておりましたが、境界を特定した際に法律上ではブロックがお互いに越境していたことが発

覚したため、境界をブロックに合わせるため土地を交換することになり、これにより地目変更が必要とのことでこの件を行ったと聞いています。

また、12ページにございます番号13番、14番につきましては関連がございまして、番号13番の〇〇〇〇〇ー〇〇、〇〇〇の筆は〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、〇〇〇の筆は〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん4人がお持ちで、これらを合わせて3筆を〇〇〇〇へ売買するものです。現在、倉庫と事務所が既存で建っております。

次、次第の14ページをご覧ください。

報告第3号 農地転用許可後の工事届につきましては、記載のとおり、住宅敷地の完了届けを受理いたしました。令和6年12月13日に許可になりました八條地区の自己用住宅、こちらの完了届を6月9日に受理いたしました。

以上となります。

○議長 ありがとうございます。

それでは、この後、数分間届出の内容を確認する時間を設けますので、その後で質問がございましたらお願いをいたします。9ページから14ページでございますので、よろしくお願いをいたします。

———— 資料確認 ————

○議長 そろそろよろしいでしょうか。

転用等届出受理報告について何かご質問がございましたら、挙手にて自分の議席番号、氏名を述べてから発言をお願いをいたします。

———— 委員より意見なし ————

○議長 よろしいですか。

なければ、転用等届出受理報告はこれで終わりいたします。

◎その他

○議長 続きまして、次第の7のその他にまいります。

その他につきましては、協議事項が3件です。報告事項が1件ございます。

初めに、協議事項1件目、八潮市まちづくり・景観推進会議の委員の推薦について、事務局より説明をお願いをいたします。

○事務局 お手元の資料の2と3をご覧ください。

こちらが7月3日に都市計画課開発係より依頼がまいりました八潮市まちづくり景観推進会議の委員の推薦の依頼でございます。現在、鈴木代理にご就任いただいておりますが、このたび任期がまいりますので、また新たに選出していただきたくお願いされました。ご審議

のほうよろしく願いいたします。

○議長 ありがとうございます。

資料2のほうにございますように、「なお、委員の推薦にあたりましては、男女共同参画を推進するため、女性委員の選出にご配慮いただきますようお願い申し上げます。」という、こういう一文があるんですけれども、女性の方、関根委員も齋藤委員もそれぞれ割当てのところがありますので、代理に引き続き……

○2番（鈴木新一委員） はい。

○議長 では、鈴木新一委員に引き続きこの八潮市まちづくり景観推進会議の委員のほうをお願いをしたいと思います。では、鈴木委員、よろしくお願いをいたします。

次に、協議事項2件目、令和7年度農地利用最適化活動活性化研修会の開催について、事務局より説明をお願いをいたします。

○事務局 それでは、お手元の資料5をご覧ください。

令和7年度農地利用最適化活動活性化研修会、こちらにつきましては例年行われているものになります。研修対象者は、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業委員会事務局職員等になってございます。日時につきましては、令和7年8月21日木曜日、場所は羽生市産業文化ホールとなっております。

本来ですと、農業委員さんを対象としている研修ですので、皆さん全員に出席をお願いしたいところではございますが、車の関係上、事務局を含めまして全員で5人の出席を予定してございます。参考に、昨年は石井委員、関根委員、荻野委員に出席をしていただいております。

なお、この研修の参加したときの昼食代につきましては、例年慶弔費より支出させていただいております。今年も同じなんですけれども、今まで参加したことのない方を中心に委員を選出していただければとございます。

なお、事務局でも研修を受けていない職員が2名おりますので、委員の皆様から出席者3名から4名決めていただきますようお願いいたします。

説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。

例年行われます羽生の研修でございまして、皆さんに広く参加していただくということで、まだ研修を受講していない方を優先的にお願いしたいと思います。臼倉委員、いかがですか。大丈夫ですか。

○15番（臼倉明久委員） はい。

○議長 じゃ、臼倉委員にまず1人お願いして、それから、篠木委員はいかがですか。

○11番（篠木秀彦委員） すみません。私ちょっと私用がありまして……。

○議長 はい。篠木委員は都合が悪いということで、ではほかにどうですか。

○6番（飯山敏行委員） 私、3回目出ます。

○議長 はい。じゃ、飯山委員。私も必要ですか。

○事務局 はい。3人でも4人でも。もし3人であれば、こちらが事務局から2人出席しますし、もし4人であれば事務局から1人出席させますので。

○議長 じゃ、私が行きますよ。4人、1人でいいでしょう。

○事務局 分かりました、4人で。

○議長 じゃ、臼倉明久委員、そして飯山敏行委員と鈴木新一委員と私と、あと局長で。

○事務局長 はい。

○議長 じゃ、21日、また詳しい時間等は。

○事務局 後日ご連絡させていただきます。

○議長 次に、協議事項の3件目、新・農業人フェアの出席について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、お手元にございます資料6をご覧ください。

新・農業人フェアでございますが、こちらにつきましては、本来、本市で新規就農相談会を実施しなければならないところでございますが、市単独では困難な状況でございますので、こちらに出席をしていただき、相談会とさせていただきたいと考えてございます。出席者は2名出席のほうをお願いいたします。

以上です。

○議長 新・農業人フェア2025、これ毎年、会場が幾つかあるんです。

○事務局 すみません。会場のほうをご説明しなかったもので、一応9月15日の東京国際フォーラムを予定してございます。

○議長 これにね。

○事務局 はい。

○議長 これ行きやすいというか、便がいいから、これに行ってくださいということです。

ちなみに、昨年、令和6年度は鈴木隆委員と鈴木新一委員さんに行っていただいて、その前の令和5年度は大塚委員と新井委員に行っていただいています。ですから、令和7年度は、松田委員、9月15日、場所は東京フォーラム。松田さんと篠木さん、よろしいですか。

では、松田委員と篠木委員をお願いをいたします。

——— 松田委員、篠木委員了承 ———

○議長 次に、報告事項、令和7年度農業経営及び農地利用状況に関する調査について、事務局より説明をお願いをいたします。

○事務局 それでは、報告事項になります。

資料４の農業経営及び農地利用状況に関する調査票——８・１調査というものですが——について説明させていただきます。

最初に、資料４の「農業経営のみなさんへ（お願い）」の紙をご覧ください。

農業経営の皆さんへのお願いということで、調査の趣旨はや送付物についての説明、８月２０日水曜日までに提出をお願いしますという案内がなされております。

次に、Ａ３の用紙を折ったものが、調査票と及び記入例がありますので、記入例のほうをご覧ください。

調査票の内容については昨年と変わっておりませんので、そちらの表面の右上にある情報の公表の同意について、昨年と同様に丸つけしていただければという形でお願いします。

また、質問事項の９番の経営意向についての選択肢を昨年度から一部修正しております。

調査票につきましては、それぞれ去年の内容が皆さんの情報が記載されておりますので、まず内容を見ていただいて、間違っているところや変更がある場合は見え消しで消して訂正をしていただくこと。訂正があるかどうかの確認と、あとは表面右側の部分、特に下のほうですけれども、今後の意向とかを見て丸をつけていただきたいと思います。

あと、裏面になりますが、現在の利用状況、耕作している、管理している、その土地の今後の農地としての利用、貸したいとか売りたいとか、そうしたところを丸をつけていただきたいと思います。

例年と同じですので、もし農業者の方から相談等ありましたら、このような感じで答えていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

次に、同封のチラシにつきましては、まず黄色い紙の１枚目が毎年入れております近代化施設導入事業、裏面の包装資材購入事業の案内となっております。

２枚目の黄色い紙の表面が、生分解性マルチ購入事業費補助金の案内、裏面が認定農業者の説明となっております。

次に、緑色の紙ですが、こちら農業者年金のチラシが入っております。こちらは、農業者年金の基金から送られてきたものです。

次の水色の紙は、昨年と同様に入れさせていただいたんですけれども、相続登記が令和６年４月１日から義務化されたというお知らせのチラシになります。

次に、ピンクの紙が、令和７年度について、死亡事故発生状況、農作業安全作業喚起のチラシのほうがあります。熱中症やトラクターの事故などがございます。

最後に、こちら毎年入れているものですが、特定健康診査・健康診査及びがん検診の案内というチラシで、保健センターから依頼がありましたので入っております。

そのほか、添付をしてありませんが、返信用封筒と個人のデータが入力された調査票が同封されております。この調査票を今月末に発送予定です。よろしくお願いします。

また、提出期限が過ぎまして8月下旬ぐらいになりましたら、提出されていない方には昨年度と同様に2回目の郵送を行う予定です。それでも未提出の場合には、委員の皆様には大変申し訳ございませんが、担当地区を回っていただくことをお願いしようかと思いますので、その際にはよろしくお願いします。

最後に、こちらですね。A3の紙で、八潮市都市農業振興基本計画見直しに伴うアンケート調査という紙がありまして、こちらについては八潮市都市農業基本計画のほうの今年が見直しの時期になっておりますので、こちらの施策を農業課で進めております見直しに関しまして皆さんの意見を聞きたいということで、アンケートに回答し、調査票に同封して返送していただきたいと思いますところなので、よろしくお願いします。

以上でございます。

○議長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、何かご質問等がございましたらお願いをいたします。

8番、鈴木委員。

○8番（鈴木 隆委員） 8番、鈴木です。

今「農業経営のみなさんへ」というお願いがあるんですけども、これは八潮市内何軒ぐらい出す予定なんですか。

○議長 事務局。

○事務局 およそ330件対象となっておりますので、そちらの方に郵送する予定です。

○8番（鈴木 隆委員） それで、これ今出すんですけども、この何とか、これも一緒に入れちゃえばいいんじゃないですか。これをまた出すと、これまたお金かかるので。

○事務局 おっしゃるとおり、こちらも地の茶色い封筒の中に同封しまして、記載いただいて、返信用の封筒に入れていただくというやり方をお願いする予定です。

○8番（鈴木 隆委員） ありがとうございます。

○事務局 ありがとうございます。

○議長 ほかにございますか。

○2番（鈴木 新一委員） できればね、すみません。この鑑にこのアンケートのことも書いてあったほうが見逃さないと思うんですけども。後ろにくっついていると、何かこういうものと一緒になっちゃって見過ごされちゃうような感じするんですよね。

○事務局 回収率を上げるよう工夫したいと思います。ありがとうございます。

○議長 その辺はまたお願いをいたします。

ほかにございますか。

——— 委員より意見なし ———

○議長 ないようでしたら、次回の日程について、事務局より説明をお願いをいたします。

○事務局 次回は令和7年8月25日月曜日午後2時から、ここ市役所3－4会議室での開催となります。よろしくお願いします。

○議長 ありがとうございます。

それでは、最後になりますが、全体を通しまして、皆様より何かありましたらお願いをいたします。

事務局。

○事務局 すみません。5月の総会の際に、利用権の設定で、受ける方のご年齢がかなり高齢で、6年間の賃借の間に万が一のことがあった際どうなるんですかというご質問を飯山委員からいただいた際に、回答が遅れて大変申し訳ありませんでした。

回答といたしましては、一般承継人が継承するというのが原則ではあります。ただ、今回の農地中間管理権といいますのが、出し手が中間管理に貸して、中間管理が受け手に貸すというふうなことになりますので、出し手や受け手の直接の空白期間は生じないように調整するというのも原則的にあるそうです。また、やはり契約期間中に事故などで作業ができなくなったというような場合には、中間管理機構が責任を持って次に向けて、ですので、今回の場合は、あの際にご説明させていただいた一般承継人が当然予想されるんですが、その方がスムーズに経営継承されるように手続を取るというようなことになります。手続を取りますので、やはり一旦書類のやり取りというのは生じるそうです。

以上でございます。遅くなって大変申し訳ありませんでした。

○議長 よろしいですか。

○6番（飯山敏行委員） はい。

○議長 ほかにございますか。

——— 委員より意見なし ———

○議長 ないようでしたら、これで議長の席を下ろさせていただきます。皆様のご協力に感謝を申し上げます。ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○事務局長 小早川会長、議事の進行、大変お疲れさまでした。

また、委員の皆様には慎重審議をしていただき、誠にありがとうございました。

それでは、閉会の言葉を鈴木新一会長職務代理にお願いいたします。

○会長職務代理（鈴木新一委員） 皆さん、慎重審議お疲れさまでした。

毎日暑過ぎちゃって、これからもっと暑くなりますけれども、野菜を作るのに命がけでち

よっと私は参っちゃっていますけれども、いろいろと何か空調服とかいろいろなアイテムが考えられていますので、十分対策をされて体調を壊さないように注意していただきたいと思っています。

それでは、以上をもちまして本日の総会を閉会とさせていただきます。

ありがとうございました。

○事務局長　ありがとうございました。

これにて散会いたします。大変お疲れさまでした。

閉会　午後３時２５分